

平成19年 第13回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年7月26日（木）午前9時20分

場 所：教育委員会室

平成19年7月26日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

- 第59号議案 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼外1件に
～第60号議案 ついて
- 第61号議案 東京都教育委員会事務局職員の懲戒処分について
- 第62号議案 東京都公立学校長の任命について
- 第63号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
～第66号議案
- 第67号議案 平成20年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）
用教科書の採択について
- 第68号議案 平成20年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書
の採択について

2 協 議 事 項

- (1) 平成20年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の
採択について
- (2) 平成20年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択につ
いて

3 報 告 事 項

- (1) 時間内組合活動に関する職務専念義務免除等の事務処理について
- (2) 教育管理職等の任用・育成に係る検討組織の設置について
- (3) 東京未来塾及び東京教師養成塾に係る検討委員会の検討結果について
- (4) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	鳥 海 巖
委 員	米 長 邦 雄
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	中 村 正 彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中 村 正 彦
	次 長	松 田 二 郎
	総務部長	志 賀 敏 和
	学務部長	新 井 清 博
	人事部長	松 田 芳 和
	福利厚生部長	秦 正 博
	指導部長	岩 佐 哲 男
	生涯学習部長	三田村 みどり
	特別支援教育推進担当部長	荒 屋 文 人
	人事企画担当部長	直 原 裕
	教育政策担当参事	石 原 清 志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	森 口 純
	教職員研修センター東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長	賀 澤 恵 二
（書 記）	教育政策室政策担当課長	黒 崎 一 朗

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成19年第13回定例会を開会させていただきます。

まず取材・傍聴の関係でございますが、報道関係は時事通信外5社、計6社から、個人は20名からの申込みがございますが、許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——なお、冒頭、テレビ東京がカメラ撮影を行いますので、よろしくお願いたします。それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 まず、本日の会議録署名人でございますが、高坂委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

前々回の会議録

【委員長】 会議録の件でございます。前々回6月28日の第11回定例会の会議録につきましては、前回お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、第11回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回7月12日の第12回定例会の会議録を机の上にお配りしてございますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第61号議案から第66号議案及び報告事項（4）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、この件について御了承いただきました。

協 議

- (1) 平成20年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について
- (2) 平成20年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

【委員長】 協議事項（1）と（2）から議事に入らせていただきます。

協議事項（1）平成20年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について及び協議事項（2）平成20年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、説明を一括して指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 それでは、協議事項の説明をさせていただく前に、御報告させていただきたい件が2件ございます。

初めに、7月10日に開催されました第3回東京都教科用図書選定審議会の答申についてでございます。協議資料に審議会答申がありますので、お聞きいただきたいと思います。記書きに答申の内容が示されているものがございますが、その下に「平成20年度使用教科書採択（案）（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））」というものがございます。この採択（案）は、平成19年3月8日の教育委員会の決定に基づきまして諮問をしたものでございます。

もとの答申の文書に戻っていただきまして、教科用図書選定審議会からは、今、説明申し上げました採択（案）は適切であること、そして、この採択（案）及び調査研究資料等を採択に当たっての資料とし、教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこととの内容の答申をいただいているところでございます。

続きまして、都教育委員会への請願等の状況について御報告をいたします。今の採択（案）の下の「請願の要旨」という資料を御覧いただきたいと思います。こちらに請願の要旨をお示ししております。請願そのものはここに持ってまいっておりますが、請願の要旨は、教科書の採択に当たっては、当該校の職員等の意見に基づいて採択を

すること、扶桑社の教科書を押し付けないこと、現在使用されている扶桑社の教科書については採択を撤回すること等を求める請願が、そこにお示ししたとおり3団体から提出されております。

また、同様の趣旨で要請を2件受け付けております。

協議事項の説明の前に2件報告をさせていただきました。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、先に進めさせていただきますが、ただいま御説明がありました請願に対しましては、事務局において、本日行います教科書採択の結果及び関係法令を踏まえて適切に対応していただくようお願いいたします。

それでは、まず協議事項（1）の説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、協議事項（1）平成20年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について説明をさせていただきます。お手元の協議資料（1）を御覧ください。

都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程におきまして、平成20年度に使用します教科書の採択について、東京都教科用図書選定審議会の答申に基づきまして協議をお願いするものでございます。

まず1の審議会の答申につきましては、ただいま御報告いたしましたとおりでございます。

2の文部科学省検定済教科書の採択についてでございますが、2ページを御覧いただきたいと思っております。今回新たに教科書を選定し、採択する教科（種目）は、そこにお示しした太線で囲まれた空白になっている部分でございます。都立小石川中等教育学校及び都立桜修館中等教育学校の前期課程並びに都立両国高等学校附属中学校で、平成20年度から第3学年が使用する社会（公民的分野）と、平成20年度に開校いたします都立立川地区中高一貫6年制学校及び都立武蔵野地区中高一貫6年制学校の社会（公民的分野）以外の教科（種目）の教科書、各15種目につきまして御協議をお願いいたします。

採択に当たりましては、中学校用教科書16種目、134点につきまして、中高一貫教

育の特色を踏まえつつ、各学校の特色を考慮いたしまして、各教科の違いが明瞭に分かるように調査研究を行いました。調査研究の結果は、既にお配りしてございます教科書調査研究資料にまとめてございます。また、これに基づいて作成いたしました教科書採択資料を採択（案）としてお示しをさせていただいているところでございます。

なお、太線の外側、既に発行者名が記載されている教科書につきましては、平成18年度までに採択を行っているものでございます。したがって、現在、各学校で使用しておりますこれらの教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、いわゆる無償措置法の第14条、そして、同法の施行令第14条によりまして、平成21年度に使用する教科書まで同一のものを採択することとなっているものでございます。

協議事項（1）の説明につきましては以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。何か御質問ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまから都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択（案）について、教科用図書選定審議会の答申に基づきまして協議を進めてまいりたいと存じます。

協議に入る前に、協議の方法についてお諮りをいたします。

ただいま御説明のありました協議事項（1）都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の教科書につきましては、都立小石川中等教育学校、都立桜修館中等教育学校及び都立両国高等学校附属中学校の第3学年が使用する社会（公民的分野）の教科書、並びに都立立川地区中高一貫6年制学校及び都立武蔵野地区中高一貫6年制学校の社会（公民的分野）を除いた15種目の教科書について、新たに採択する必要がございます。

協議の方法であります、一定の時間の中で効果的に協議を進めていくため、各委員の皆様には、採択に関連する資料が事務局から事前に送付されております。資料の内容については十分に御検討いただき、各自御意見を整理いただいているものと考えます。そこで、平成17年度の採択替えの際と同様に、答申の採択資料を踏まえ、それぞれについて各委員が選択すべきと考える教科書は無記名で表明していただき、各学校の教科書の種目ごとに、異なる意見がありました場合にはそれぞれ協議をしていき

たいと考えます。最終的にすべての教科書について協議がまとまりましたら、従来と同じ様に、議案の作成を事務局をお願いし、追加上程をして再び議論するということにしたいと考えますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにして取り進めさせていただきます。

無記名で御意見を記入いただくものについては、ただいまの協議事項（１）の２ページの太枠のところになります。順次、記入用紙をお配りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から記入用紙の配付をお願いいたします。初めに、都立小石川中等教育学校、都立桜修館中等教育学校及び都立両国高等学校附属中学校の社会（公民的分野）の教科書について記入をお願いいたします。

（意見記入）

【委員長】 回収させていただいてよろしゅうございましょうか。事務局、よろしくお願ひいたします。

（用紙回収）

【委員長】 それでは、引き続きまして、都立立川地区中高一貫６年制学校及び都立武蔵野地区中高一貫６年制学校の前期課程用教科書について、記入用紙の配付をお願いいたします。それぞれの学校ごとに記入をお願いいたします。

（意見記入）

【委員長】 よろしゅうございますか。それでは、回収してください。

（用紙回収）

【委員長】 ただいま御記入いただきました協議事項（１）の都立小石川中等教育学校、都立桜修館中等教育学校、都立両国高等学校附属中学校の社会（公民的分野）の教科書及び都立立川地区中高一貫６年制学校、都立武蔵野地区中高一貫６年制学校の社会（公民的分野）以外の教科書につきましては、現在、各委員の意見を集計中ですので、最後にこれについて協議するという事にさせていただきます、先に協議事項（２）平成20年度都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書について、そして、協議事項（１）のうち都立白鷗高等学校附属中学校の教科書及び都立小石川中等教育学校、都立桜修館中等教育学校、都立両国高等学校附属中学校の社会

(公民的分野) 以外の教科書について、教科用図書選定審議会の答申に基づき協議を進めていきたいと考えますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——
—それでは、事務局、協議事項(2)についての御説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、協議事項(2)平成20年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、説明をさせていただきます。お手元の協議資料(2)を御覧いただきたいと思います。

都立特別支援学校の小学部及び中学部におきまして、平成20年度に使用いたします教科書の採択について、東京都教科用図書選定審議会の答申に基づきまして協議をお願いするものでございます。

2の文部科学省検定済教科書の採択についてでございますが、小学部用教科書につきましては、平成17年度使用教科書において採択替えを行いましたので、無償措置法第14条及び同法施行令第14条によりまして、平成20年度使用までの4年間、同一の教科書を採択することとなっております。

また、中学部用の教科書につきましては、平成18年度使用教科書において採択替えを行いましたので、平成21年度使用までの4年間、同一の教科書を採択することとなっております。

お手元にお配りしております平成20年度使用教科書採択(案)の8ページにそれぞれの内容を示させていただいております。

次に、3の文部科学省著作教科書の採択についてでございますが、この教科書は、障害のある児童・生徒の学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じまして作成された教科書でございます。文部科学省が作成した平成20年度使用の特別支援学校用(小・中学部)教科書目録に登載されておりますすべての教科書を、平成20年度使用教科書採択(案)の10ページから14ページの部分にお示しをさせていただいております。

最後に、4の学校教育法107条の規定による教科書(一般図書)の採択についてでございますが、いわゆる107条図書は、視覚障害特別支援学校の児童・生徒が使用いたします点字版、あるいは拡大版の教科書、また児童・生徒の障害の程度により、検定済教科書や著作教科書の使用が適当でない場合に教科書として使用する絵本等の市

販図書でございます。この107条図書は毎年度採択替えができることとなっております、既に6月14日の教育委員会で御報告をさせていただいておりますが、絵本等の一般図書につきましては、今年度新たに図書の調査研究を行いまして、委員の皆様のお手元に配付させていただいております調査研究資料を作成して、都立特別支援学校全校に配布をしたところでございます。平成20年度使用教科書採択（案）の16ページから37ページまでに107条図書の一覧という形で内容をお示しさせていただいているものでございます。

協議事項（2）につきましては、説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明のように、それぞれ教科用図書選定審議会の答申に基づいて協議を進めさせていただきます。

まず初めに、文部科学省検定済教科書の小学部用教科書及び中学部用教科書について協議をいたします。説明していただきましたとおり、小学部において使用する教科書については、無償措置法第14条及び同法施行令第14条により、平成16年度に採択した教科書と同一の教科書を平成20年度使用まで採択することとなっております。また、中学部において使用する教科書は、平成17年度に採択した教科書と同一の教科書を平成21年度使用まで採択するということになっております。

教科用図書選定審議会の答申においては、小学部は「平成20年度使用都立特別支援学校（小学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」、中学部は「平成20年度使用都立特別支援学校（中学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」を採択（案）とするとしております。これについてはただいまの御説明どおりですが、何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——

次に、文部科学省著作教科書についてであります。教科用図書選定審議会の答申では、「平成20年度使用都立特別支援学校用（小・中学部）文部科学省著作教科書一覧」を採択（案）とするとしておりますが、何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——

最後になりますが、学校教育法第107条の規定による教科書（一般図書）について協議をいたします。教科用図書選定審議会の答申では、「平成20年度使用都立特別支援学校用（小・中学部）107条図書一覧」を採択（案）とするとしておりますが、何

か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——
それでは、この3件につきまして、それぞれ教科用図書選定審議会の答申のとおりと
させていただきます。

以上で、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科書についての協議は
終了いたしました。

引き続き、協議事項（1）に戻りまして、都立白鷗高等学校附属中学校の教科書及
び都立小石川中等教育学校、都立桜修館中等教育学校、都立両国高等学校附属中学校
の社会（公民的分野）以外の教科書につきまして協議をしたいと存じます。

先ほど御説明がございましたように、都立白鷗高等学校附属中学校、都立小石川中
等教育学校及び都立桜修館中等教育学校の前期課程、並びに都立両国高等学校附属中
学校で使用する教科書につきましては、現在、各学校で使用している教科書につつま
しては無償措置法第14条及び同法施行令第14条によりまして、平成21年度使用まで同
一の教科書を採択するということになっております。

教科用図書選定審議会の答申では、それぞれの学校の文部科学省検定済教科書採択
一覧を採択（案）とするとしておりますが、何か御意見ございますでしょうか。よろ
しゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、教科用図書選定審議会の答
申のとおりとさせていただくということにいたします。ありがとうございました。

それでは、先ほど御投票いただきました結果について集計が終わったようですので、
それをお配りさせていただきます。

（資料配付）

【委員長】 資料が行き渡ったようでございますので、協議を進めます。

まず、都立小石川中等教育学校、都立桜修館中等教育学校、都立両国高等学校附属
中学校の社会（公民的分野）の教科書の集計結果について、事務局から御説明をお願
いいたします。

【指導部長】 それでは、お配りいたしました集計表、平成20年度使用都立小石川
中等教育学校（前期課程）文部科学省検定済教科書採択に関する意見を御覧いただき
たいと思います。

社会（公民的分野）につきまして、各委員からいただきました意見を表示させてい

ただいております。無記名ですので、順不同で示させていただきました。

この結果、都立小石川中等教育学校（前期課程）につきましては、全委員の意見が一致しております、扶桑社との御意見をいただいております。

続きまして、都立桜修館中等教育学校（前期課程）につきましても、全委員の意見が一致しております、扶桑社となっております。

続きまして、都立両国高等学校附属中学校に関する意見でございますが、全委員の意見が一致しております、扶桑社となっているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。全委員の意見が一致しておりました。何か御意見はございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、都立小石川中等教育学校（前期課程）につきましては扶桑社、都立桜修館中等教育学校（前期課程）につきましても扶桑社、都立両国高等学校附属中学校に関しましても扶桑社としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、次へまいります。都立立川地区中高一貫6年制学校の社会（公民的分野）以外の教科書についての集計結果を事務局から配付をお願いいたします。

（資料配付）

【委員長】 資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、全委員の意見が一致したところだけを見ていきたいと思えます。書写は東書、社会（歴史的分野）は扶桑社、地図は帝国であります。音楽（一般）につきましては教出、同じく音楽（器楽合奏）については教出、保健体育については学研、技術・家庭（技術分野）は東書、技術・家庭（家庭分野）については東書、英語については東書ということになっております。これらについてはこのとおりでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

さて、ただ今申し上げた以外の種目については意見が分かれております。多数決で決められるものもありますし、同票になっているものもあります。過半数になっているものについては、票の多いものということでよろしゅうございますか。何か御意見があればいただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉

——過半数のものについては票の多いものにするということで、国語は学図、数学は大日本、理科（第一分野）は東書、美術は開隆堂ということで、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

そういたしますと、残りの社会（地理的分野）、理科（第二分野）について票数が同じになっておりますので、この決め方について何か御提案がございましたらいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

【委員】 委員長一任。

【委員長】 委員長一任という御提案が出ましたが、それでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ということだと、私の意見を述べる必要があろうと思っておりますので、述べさせていただきます。理科（第二分野）については、私は、観察や実験などが多い方がいいのではないかと考えますが、いかがでございましょうか。——〈異議なし〉——そうすると、御意見は教出と東書に分かれておりますが、調査研究資料を見ますと、観察、実験、実習が、東書と教出で比べますと、教出の方がかなり多いということでございます。当該学校の方針にも合っていると思っておりますので、教出ということにしたいと存じます。私も理数教育にずっと関係しておりますが、どうしても観察、実験、実習がやりにくいということであまりやられていないのが現状です。最近、徐々に増えてきて、そのためであると思われませんが、理科の成績も上がっております。是非教出を採用したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、同票になっております理科（第二分野）については教出ということにさせていただきます。

もう一つ、社会（地理的分野）が教出3票、帝国3票となっております。これは非常に難しいのですが、世界の文化、伝統を扱っている箇所数に私は着目をいたしました。帝国と教出を比べると、帝国の方がその分野のボリュームがかなり多いということ、それから、身近な学習資源を活用している箇所数がやはり帝国の方が多いということがありまして、私自身は帝国の方がよろしいのではないかと考えます。これについては意見の分かれるところかと思っておりますが、私は帝国にしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——

【委員】 地図は全員帝国になっていますね。

【委員長】 地図はそうです。

【委員】 それとの関連を考えると、委員長のおっしゃるとおりで賛成です。

【委員長】 私はそのようなスタンスで考えました。なかなか難しいところではありますが、帝国ということにさせていただきたいと存じます。それぞれ委員の皆様、よく教科書を御覧になってお選びになった結果ですので、私の一存で決めるというのも甚だ心苦しいところもありますが、私の意見を御支持いただきましたので、理科（第二分野）については教出、社会（地理的分野）については帝国ということで、追加上程したいと思います。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、追加議案にさせていただきます。

引き続きまして、最後になります。都立武蔵野地区中高一貫6年制学校の教科書についての協議を行いたいと思います。集計結果を配ってください。

（資料配付）

【委員長】 資料を御覧いただきたいと思います。先ほどと同様に全委員一致のところを見てまいりますと、書写、社会（歴史的分野）、地図、音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、保健体育、技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）となっております。これについては全員一致ということでございますので、まず決めさせていただいてよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それから、先ほどと同じく多数決で決められるところを見てまいります。国語が先ほどより少し割れておりますが、3票、2票、1票ということでございます。数学が大日本、理科（第一分野）が東書、美術が開隆堂、英語が東書ということになっております。国語について、少し割れておりますので、これらのことについて何か御意見ございますか。

【委員】 私は国語に関しまして、文学的文章、詩歌、説明的文章、古典、ここの部分をきちんと教わるということは大変重要だと思いたしたので、ここの部分の比重を一つには重く見ました。それから、話すこと、書くこと、読むこと、言語事項、ここの部分のバランスですが、これを見ましても、学図の場合は書くことと読むことのバランスが東書とは逆になっております。そこのバランスを見ましても、読むことに

きちんと力を入れていること。今の若い人を見ていますと、比較的、書くことはあまり億劫がらないのですが、読むことについてやや面倒くさがるという部分もあって、読書運動などで大分変わってきましたが、それを考えたときに私は学図が良いと思いました。

【委員長】 ありがとうございます。ということでございますが、票数が東書3となっております。何か今の御意見を特に支持するということがあれば別ですが、よろしゅうございますか。

【委員】 私も同じ意見で、学図が良いと思いましたが、委員長にお任せします。

【委員長】 それでは、票が割れており、いろいろ意見があろうかと思いますが、東書に3票入っているということで、東書でよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

それでは、国語、数学、理科（第一分野）、美術、英語は票数の多いものをとるということにさせていただければと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

そうしますと、社会（地理的分野）と理科（第二分野）について、先ほどと同じ結果になりました。

【委員】 これも委員長一任でよいと思います。

【委員長】 そういうことでございますれば、理科（第二分野）についてはやはり私は教出をとりたいと考えます。私自身、非常に重要と考えております実験等が多いということで、教出にさせていただければと存じます。

社会（地理的分野）については、先ほど申し上げましたように世界の国々について扱っているということと、身近な学習資源を使っているという同じ理由と、もう一つは委員から御発言ありました地図との関係もあると思いますので、帝国にさせていただければと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、票数は割れておりますが、意見が一致しましたので、先ほどと併せて追加議案として上程する準備をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議 案

第59号議案 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼外1件
～第60号議案 について

【委員長】 それでは、議案の準備に時間がかかると思われるので、先に進ませていただきます。第59号議案及び第60号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼外1件について、学務部長、説明をよろしくお願いいたします。

【学務部長】 それでは、第59号議案及び第60号議案について説明させていただきます。

都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼及び都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

条例改正の理由でございますが、都立高校改革推進計画によりまして、平成20年度に新たに開校いたします学校3校につきまして、設置にかかわり校名及び所在地を定めるものと、都立高等専門学校の運営を公立大学法人首都大学東京へ移管することに伴う廃止でございます。

また、規則改正の理由でございますが、先ほどの条例改正に伴います高等学校の課程及び学科の設置及び廃止、並びに都立田柄高等学校のコース改編に伴う学科の変更、及び都立八王子桑志高等学校の分野の変更についてでございます。

改正内容でございますが、第1条中の「高等専門学校」という項を削ります。別表についてでございますが、武蔵野地区中高一貫6年制学校につきましては、校名を都立武蔵高等学校附属中学校、世田谷地区総合学科高等学校につきましては、都立世田谷総合高等学校、立川地区中高一貫6年制学校につきましては、都立立川国際中等教育学校とさせていただきたいと考えております。位置につきましては、記載のとおりでございます。

次に、別表2の4高等専門学校の項を削るということでございます。

次に、規則改正でございますが、別表中の都立世田谷総合高等学校につきましては総合学科といたします。都立田柄高等学校でございますが、現在、外国文化コース、

日本文化コースと理数科コースの3コースを設置しておりますが、コースとしては外国文化コースのみを設置いたしまして、他の二つのコースについては廃止し、一般学級とさせていただきます。次に、都立八王子桑志高等学校でございますが、マシクラフト分野につきまして、クラフト分野という名称に変更させていただくものでございます。

次に、中等教育学校につきましては、都立立川国際中等教育学校を全日制普通科と位置付けさせていただきます。

また、3高等専門学校の項は削るということでございます。

条例案につきましては、平成19年第3回都議会定例会に提出をさせていただきます。

条例及び規則の改正規定につきましては、公布の日から施行いたします。ただし、高等専門学校の廃止に関します改正規定につきましては、平成20年4月1日から施行いたします。

内容については以上でございます。よろしくお願いたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――
――それでは、この件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 時間内組合活動に関する職務専念義務免除等の事務処理について

【委員長】 報告事項(1)時間内組合活動に関する職務専念義務免除等の事務処理についての説明を人事部長、よろしくお願いたします。

【人事部長】 報告資料(1)時間内組合活動に関する職務専念義務免除等の事務処理について、御説明申し上げます。

このことにつきましては、時間内組合活動に関します職務専念義務の免除、給与減額免除の事務処理について、都立三鷹高等学校において不適切な処理が認められまし

たので、今回、聞き取り調査等を行いました。

資料に基づいて説明します。1の調査目的ですが、平成19年5月29日に総務部法務監察課が実施いたしました平成18年度の業務・サービス監察の際に、都立三鷹高等学校の全日制において、時間内組合活動等の平成18年度の事務処理に不適切な処理が認められましたことから、その前年度の平成17年度から平成19年5月までの間の事務処理について確認を行いました。

実施日は平成19年6月22日から7月10日まででございます。

この調査結果の御説明の前に、次のページの資料により、制度、あるいは処理の手続について簡単に御説明したいと思います。

まず時間内組合活動についてですが、勤務時間内に組合活動を行うことについては、当然、原則として、していけないわけですが、地方公務員法の条文によりまして、条例で定める場合にはその活動ができることになっております。都におきましても、同法に基づきまして条例・規則で例外的に、勤務時間中に給与を受けながら職員団体のためにその業務を行い、また活動できる範囲を定めております。

一般に時間内組合活動と言われるものは、労使交渉の部分と職員団体の大会等の機関運営の二つの種類に分けることができます。機関運営については、今年11月30日をもちまして有給での活動の範囲から除外しまして、その後は無給で機関運営を行うよう改めることになっております。したがって、現時点においてはまだ無給の制度が残っていることとなります。

承認の手続が2に書いてありますが、図の下の方に、職員団体と都教育委員会との間に①という記載がございます。まず職員団体から毎月、月間行事の予定、日程、それに参加する構成員の名簿等により都教育委員会に申請がありまして、都教育委員会でそれを承認いたしますと、それを学校に、区市町村立学校は区市町村教育委員会を經由して通知いたします。当該職員団体の役員等の職員は、個別に学校長に対して、時間内組合活動を行うに際して職務専念義務の免除及び給与減額免除の申請を行います。学校長は、都教育委員会から送られてきた行事予定表と構成員名簿を参照して、それに合致している場合に、学校の業務に支障がない範囲で職務専念義務の免除を承認いたします。この段階は事前の仮承認ということになります。

その後、行事等が行われるわけですが、実際にその交渉、あるいは機関運営に参加しているかどうか確認する行為が行われます。その手続が⑤以下になりまして、職員が参加した場合には参加票を職員団体に出しまして、それを職員団体に確認して、⑥の参加票が都教育委員会に送られてまいります。それを都教育委員会が確認・承認した後、仮承認のときと同様に学校長にそれを通知いたします。学校長は、参加票の確認をもって事前の仮承認を本承認に切り替える。こういう流れになっております。

今回の都立三鷹高等学校の状況がどうであったかということが、資料1枚目の3の調査結果で、校長、副校長とも、こういった手続については事前承認が必要であるということは当然承知しておりました。また、校長、副校長とも、月間行事日程表及び構成員名簿について、その都度送られてくるものについては事前に確認はしておりました。

副校長は平成18年度に延べ6回ございました申請に対しまして、自らは確認欄に押印をしましたが、その後、その書類を経営企画室に回しておりまして、本来、校長の仮承認の手続をとらなければならないのですが、仮承認の手続を行っていませんでした。

副校長は平成18年度から新たに導入された部活動等による勤務の半日振替処理などに追われておりまして、時間内組合活動の処理については後でまとめて校長印をもらおうと考えていて、押印をもらわないまま異動となってしまいました。

校長は、事後に都教育委員会の人事部から送付される参加票について確認をし、つまり当該職員が実際に参加したという確認はしているのですが、承認手続として自ら正規の書類に押印をしていないということは当然知っていたわけで、適切な承認手続を行うよう指示をしていなかったということでございます。こうした処理につきましては平成18年度だけでございまして、平成17年度、平成19年度については適切に処理されておりました。

今後の対応についてでございますが、こうした事務処理の流れについて承知していたにもかかわらず、1年間の長期にわたって校長の承認が行われていなかったということは非常に重大な問題だと思っております。したがって、当該校の校長及び当時の副校長に対しまして、教育長から厳重注意を行うこととしたいと考えております。ま

た、すべての都立学校に対しまして、今後、このような不適切な事務処理がないよう、校長、副校長、経営企画室課長、それぞれの連絡会を通じまして、一層の適正な事務処理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【委員】 少し質問させていただいてもいいですか。これは、学校経営支援センターをつくったけれど、まだできてから1年余りであるため、なかなかうまく機能していかない、あるいは問題点もあるが、段々年を重ねるごとにいいものにしていくと学務部が教育委員会に何度も報告してきたものです。それに対して、そうではなく、学校経営支援センターの設置そのものに問題がある、あるいは、そこに配置する教員と行政職のバランスについて問題があるのではないかというやりとりが、このところの教育委員会の議事録にあるのです。

今日は学務部ではなくて、人事のことですから人事部からの報告が出てきました。当然、このようなことがあったから人事部としてはやらざるを得ないのですが、学務部が主となって学校へヒアリングに行ったり調査をするのです。ここが非常に大事なことなのですが、今回の件は、教育委員会の調査、あるいは実態把握は全くできておらず、第一本庁舎の調べで分かったということなのです。

【人事部長】 この資料に書いてあります法務監察課というのは教育庁総務部の組織でございまして、都教育委員会の監察で判明したということでございます。

【委員】 確かにながら条例に関することはマスコミでも取り上げやすいし、今日の教育委員会は特に教科書採択ということがありますので、ともすれば世間の耳目は、都教育委員会がどういう教科書を採択したのか、あるいはながら条例に対してどのような姿勢で臨んでいるのかということに目を奪われがちなのですが、実態はそうではなくて、校長と教師、組合員も含めた、教員免許を持っている人と行政職との力関係について教育委員が言及しているということが、このところ何回も続いているということなのです。

今、印を押していないということがありましたが、総務部から長期休業の研修整理

簿について指摘があったと思うのです。それについて、人事部長は何か報告を受けて、どのようにするかということは検討されたのでしょうか。

【人事部長】 長期休業の研修整理簿について特別な報告は、私は受けておりません。

【総務部長】 法務監察課は総務部の所管ですので、発言させていただきます。都立三鷹高等学校の服務監察の際に、長期休業中の承認研修を行った教員のうち1名が報告書を提出していなかったという事例がありました。

【委員】 それでは、修学旅行あるいは移動教室について、計画していたことと実施内容が違うのではないかということについては報告はあったのでしょうか。

【総務部長】 教員が移動教室等の実施にあたり、事前に現地を調べるために行う実地踏査、いわゆる実踏と言っているものですが、経路変更によって追給、返納が必要であったにもかかわらず追給、返納のないゼロ精算としていたという事態がありました。

【委員】 1年にわたって承認がない、本人たちが分かっているながら1年も放置するというのは、普通の企業ではないことです。極端なことを言うと、内部でつるんでいけば別です。しかし、そうでなければ、このようなことは普通はないはずですが。忙しくてなどと書いてありますが、本当にそうなのですか。申請書類は経営企画室には回しているわけです。経営企画室というのは、言うなれば校長のスタッフですから、校長に回っていないければ経営企画室長は当然報告しなければいけない。ところが、それがされていない。ということは、組織として学校経営という立場から言えば、全く何もされていないと見ざるを得ないのです。そういうことが放置されているというのは、都立三鷹高等学校の経営というのはおかしいのではないかと思います。どうですか。

【人事部長】 今回の処理が、本来認められていない時間や、本来認められない職員について認めたという、いわゆる不正という状況はないと見ています。校長が承認をするということについて、その手続が欠けているというのは極めて重大ではあるのですが、申請の内容そのものは、本来の手続に従っていれば承認されていたものであったと思っております。

また、校長自身が、職員が勤務時間内に組合活動を行っているという事実についても把握はしておりまして、そのことについて全く知らなかった、副校長限りで行われたということは認められなかったわけです。

それから、委員御指摘の経営企画室のことをございしますが、当然、経営企画室において、印漏れがあるということは分かったはずでございまして、その点について指摘をしなかったということについては非常に問題があると考えます。したがって、経営企画室長に対しても指導していかなければいけないと考えています。

【委員】 今言われたように、校長は知っていたが、言うなれば黙認しているというのは、なお悪いのではないですか。知らなかったならまだしも、そういうことをしているのを知っていて、やるべきことをやらないというのは、管理者としてそういう校長は、経営という観点から見ればおかしいと言わざるを得ないと思います。

【人事部長】 適正に手続をきちんとしなければいけないということの認識の甘さがあったと思います。

【委員】 だから、学校経営支援センターというのをつくったわけです。学校経営支援センターというのは、何もしかったりするのではなくて、学校がうまく機能するようにするための支援をどうするかということであって、そこについては学校経営支援センターも月1回は当該高等学校を訪問して、校長が忙しければ経営企画室長と話をするなどして、学校経営支援センターも本来は把握できるはずなのです。そのためにつくったシステムですから。しかし、この案件については、何か全体としてしっかりしていないという印象を持つのです。普通の企業であれば、1年間も放置していたら始末書を書くという話になるわけですが、いつも教育長の嚴重注意となっています。この辺をどのように管理していくかということを実際に突っ込んで考えた方がいいのではないかと、これを読んだ限り思うのです。

【委員】 学校の先生がやるべきことは何だと思えますか。

【人事部長】 それはやはり生徒に対する教育活動だと思います。

【委員】 教育でしょう。だから、勤務時間内の組合活動はそこからは外れたことなのです。今言ったように組合活動にしても何にしても、言ってみればそれぞれの先生の自由な活動です。そういうところをきちんと管理するというのは非常に重要なこ

となのです。

官庁の中で一番問題なのは、規則だとかルールはきっちり決めるけれど、モニタリングを全然やらないということです。むしろモニタリングが大切で、規則などをつくっても、実際にそれにしただがってないことで、一番重大な問題が起こるわけです。だから、モニタリングをきちんとするということが、それから、おかしいことはおかしいのだから、徹底的に追及するということが、もう一つは、先生は何をやるべきなのかという原点に戻ってもらいたいと思います。

【委員】 これは議事録に残ることだから、非常に大事なことで、私自身も責任を持って発言しますが、教育委員は別に自分の主義主張と反する人を目のかたきにするわけではなくて、組合の幹部であるとか、幹部になれなかった人たちなどと一緒にお酒を飲んだりすることもある。当然、都の教育庁の人たちも、そういう話し合いの場はあるのだろうと思うのです。これは個人的なお付き合いですから別にあってもなくてもいいのです。やはり組合員には組合員の主張があり、組合の執行部には執行部の考え方、方針があり、末端の組合員はどのようにあるべきかといういろいろなことがあると思うのです。

教育委員としては、事務局の特に学務部と組合とがどのようになっているかということ把握した上での解決策があるのではないかと思います。つまり、教育委員としては、教育はこう、学校はこうという、こうしてもらわなければ困るあるべき姿というものもあれば、組合は組合で主義主張がある。かつて横山洋吉元教育長のときに、いろいろな改革をずっと進めてきました。本来、教育委員会というのは知事部局から独立している存在だから、少なくとも学校経営支援センターは、教員系列の意見が強く通るといふことにしていただきたいと思います。結局、組合活動をしている人も校長になる人も、また組合に入っていない教員も、教育ということに関しては情熱を燃やしていることは間違いないことなのです。ただ、意見が違うことがあるので、このところはおかしいではないか、このようにしようではないかということはあるのです。しかし、この間、9校調べていただいたら、最終的な結果としては、校長が悪いということで、校長を嚴重注意にしました。その後、どのように指導していくか、これから具体的にどういうことをするかについては、私は分かりませんが、近々に発表

されると思います。

組合側の人も一般教師も、異動などにより、いろいろな人と交流していきます。ですから、どこの学校がどうなっているかということは、みんな知っているのです。みんなが知っていることですから、むしろオープンにして、ここまでこのように改善しようとして進めていっていただきたいのです。少なくとも、こここのところ何回も教育委員会で出ています幾つかの学校につきましては、やはり校長が悪いというだけではなく、事務局は、校長はそうせざるを得なかったのだという重たい事実を受けとめて、いろいろな人と会って調整をして、こうするという方針を決めていただきたいと思います。

教育委員ですから、違う組織の人の顔を立てて発言するというわけではありませんし、自分が教育委員だから絶対にこの意見を通さなければだめだということをしているわけでもありません。いろいろな人の意見を聞いて、落としどころを探しているのですが、今の事務局の落としどころは校長をしかろうということです。東京都の教育の実態というのは、非常にうまくいっているかのように見せかけていて、実はそうではないのではないかと。そのことは組合の人だって知っているのです。この点、学務部長はどのように思っていますか。

【学務部長】 今の学校の状況について、今回、校長をお呼びしてお話ししたのは、特に学校経営支援センターが校長と信頼関係の下に十分お話しできなかったという点については、今後更に我々としても努力していくということを前提とした上で、校長として、管理運営規則をはじめとして、関連の通知等に従っていない部分があった点については、校長には一定の管理責任者としての責任があるということをお話しさせていただきました。

【委員】 確かに校長としてやるべきことをやれなかった、だから校長は当然しかられる、注意される、あるいは重ければ処分される、それは仕方のないことではあります。杓子定規というのではなくて、それが正しいやり方だと思います。しかし、学校の中がどうなっているのか、どういう実態になっているのかということ把握していくと、校長が相当苦労している。しかし、片方は片方の主張があるというところで、どう折り合いを付けて、より正常化した学校に持っていくかということは、組合のこ

とも校長のこともどちらも分かる学校現場に詳しい教員がよく知っているのです。

行政職の人がいろいろなことに基づいて、これは校長を処分する、あるいは校長に嚴重注意だ、それで事足りるというのではなくて、実際、様々な人間関係や、摩擦があったりすると思いますので、やはり教員同士で話をしていくことが必要ですから、学校経営支援センターのしかるべきポジションに教員系列を付けていくべきだろうと思うのです。それが東京都の教育を良くする一番良い方法だと私は考えます。教育委員会が行政職の人に、人事についての要望を言っているかどうかわかりませんが、東京都は、組合員、校長も含めて教師の地位が行政職に比べて随分低下している全国でも珍しい都道府県の一つだと私は思うのです。ですから、教育、つまり現場に携わる人の地位を向上させるということがすべての解決策だと私は考えます。

【教育長】 今、抽象的なお話があったのですが、東京都の教員の地位が全国で一番低いと私は思っておりません。どういう点を捉えておっしゃっているのか、よくわかりませんが、我々は学校改革をやってきたわけです。この60年間の中で、特に都立学校の改革やながら条例の改正もしてきました。教育の世界を教員だけで行うという仮定に立てば、うまくいく場合もあるとは思いますが、しかし、実際は、本職が教育の仲間同士ですから、組織論などがなかったのです。そこで、主幹制度をつくったり、今回、職の分化を決めたりということを行っているわけです。

お話のように、学校経営支援センターのトップが行政職か教員職かということは正に適材適所でありまして、必ず教員でなければいけないとか、必ず行政職でなければいけないとか、こういう話ではないだろうと私は思っています。

【委員長】 私もある程度、委員の御意見は理解できますが、教員だけで判断するのは難しいと思います。外部の人を入れて透明性を増していかないと、これは直接関係者だけで処理できる問題ではないですね。もちろん教員のステータスを上げるということはまさしく大事で、私も今、一生懸命、中央教育審議会でも腐心していますが、世の中は御承知のとおり、教員のステータスを下げる方向に動いていますので、非常に危険な状態だと思っています。いずれにしても、委員が言われるように、教員だけで片付く問題ではないと思います。

先にも発言いたしました、今、学校経営支援センターに3名、外部の方に入って

いただいておりますが、3名では足りないと思います。もっと増やして、極端に言うと半分ぐらいが外部の方になるようにすれば透明性が増し、情報が外へ出ていくということになるのではないのでしょうか。関係者だけで物事を解決しようというのは無理だと思います。国立大学では、理事として外部の人が非常にたくさん入ってきましたので、急速に変わりつつあります。こうしたことも一つのモデルケースとして、各都道府県の教育委員会も考えるべきではないかと思います。

【委員】 私の発言がちょっと誤解されているようですが、すべてを教員が占める方が良いというわけではありません。教員は現場のことをよく知っていますので、事務的な、例えば物品の購入についても、教員の意見が通る、校長の思いが伝わるというようにすることが非常に大事だと言っているのです。必ずしも行政職が全部だめで、教育界から出ていってこれという発言ではなくて、ともすれば行政についてしまった教員ですら、行政職となって人が変わってしまい、校長に対して居丈高な発言をしたりする人がいるから、それをきめ細かくチェックする必要があります。やはり現場の人が非常に大事であって、それは教師なのだということをお話ししたかったのです。

【委員長】 お話は分かりますが、やはりシステムをつくったら、そういう事態はどうしても起きてくるのではないのでしょうか。それが起きないようにするには、やはりレイパーソンに参加してもらうしかないと思います。これを是非今後の改革に方向として位置付けていただきたいと思います。

【委員】 私は8年間、都庁に関係してきて感じるのですが、委員の言っていることも一理あるのです。というのは、問題は現場から出てきますから、現場をいかによく知っているかということが大切です。

今、都庁がこの8年間で随分改革されてきたと思うのは、人事の交流が特にこの4年間、大きく変わってきたように思うのです。行政職が現場を知るために、学校へ異動することも必要なのですが、今は教育庁だけでなく、都庁内のあちこちに異動しています。そういう意味での人事交流がまず大切なのです。教員の世界というのは違う世界だと私自身も感じる場合がありますので、世間を広く知らせるためには、外部のいろいろな考えを持った人を入れていくということだと思います。

【委員】 委員長がおっしゃったように、学校経営支援センターには今、経営者で

教育に関心のある人に3名入っていただきましたが、もっと地域の教育に熱心な保護者や全体の教育を何とかしたいというような地域の人にも中に入れてもらって、意見交換するような仕組みに広げていく必要があると思います。

特にアメリカなどはそうした考え方が強く、カリフォルニア州職員退職年金基金などは、取締役の過半数は社外取締役でなければそこへは投資しないということを堂々と言っているわけです。それはなぜかというと、専門家でずっと経営者まで上がってきた人だけだと視野が狭くなったり、どうしても物を隠しやすくなってくる。これは世界じゅうどこでも同じなので、特にアメリカの場合は半分以上を社外から登用するというシステムにしているわけです。日本もようやく、社外取締役や監査役の半分以上は社外の人だとか、法定監査人を企業の経営者が選ぶのではなく監査役が選ぶなどというようになってきています。

このようにできるだけ多面的でオープンに情報が出るようなシステムにしていこうというのが今の時代の流れですから、是非そういうことも踏まえて考えていただければと思います。

【委員】 一つ質問をさせていただきます。後でまとめて校長印をもらおうと思っていたところ、もらわないまま異動となってしまったというのはすごいことだと思うのですが、期間はどのぐらいだったのですか。思ってから異動するまでの間、どのぐらい放っておいたのでしょうか。異動してから気が付いたということですか。

【人事部長】 本人は押印がないということは分かっていたと思います。

【委員】 そうすると、1年ぐらいですか。

【人事部長】 1年間です。

【委員長】 先ほど委員から先生の仕事は何だという御指摘がありました。日本の校長先生はほとんど全員といってよいと思いますが、普通の先生から上がっていかれます。そこに問題があって、教えるという立場から上がっていかれた方で、マネジメントも良くできるという人はまれです。それではマネジメントの専門家を入れればよいかというと、そう簡単にはいかない。この点は、大学において非常に議論のあるところですが、ほかの国でやっているように、リーダーを育てる仕組みをつくる必要があると思います。報告事項（3）にもありますが、そういうところでどんどんリーダ

一になれるような人を育てていくという仕組みも必要でしょう。

【委員】 杉並区で中学校に副校長を2名置くという記事を新聞で見ましたが、あれは杉並区の教育委員会が決めればいいことなのではないでしょうか。

【人事部長】 副校長というのが、学校教育法上の副校長なのかどうかによっても違ってきます。

【委員長】 学校教育法上の副校長ではないですね。それはできないでしょう。

【委員】 東京都では、規模の大きい中学校には副校長が2名配置されるということで、多摩地区に2校か3校あると伺いました。杉並区としては学校教育法とは別に、杉並区が費用も補てんして、副校長という肩書きを付けて、こういう仕事を第2副校長はしてくださいと特別の職務を与えることだと理解していいのでしょうか。

【人事部長】 そのようなことを考えているという情報は得ております。

【人事企画担当部長】 私のところに入った情報によりますと、2人目の副校長というのは、副校長という名称なのですが、学校の事務についての管理職ということで、正に行政系の管理職を置いたと聞いています。これは杉並区教育委員会の権限で、学校設置者の権限で、組織としてつくったと聞いております。

【委員】 東京都としても高等学校に副校長を2名置いて、1名は一般から公募して管理だけをやってもらう。資料の提出や学校内の庶務、雑務は、たくさんありますから、そういうものはそういう人に任せる。そうすると、何も教員免許がなくてもできるわけでしょう。

【人事部長】 はい。

【委員】 だから、そういうことも今の学校経営支援センターの拡大と並行的に考えて、管理のずさんさを回避する方法も検討していただけないか。

【教育長】 事務室長から経営企画室長という形に組織改正し、同時に学校経営支援センターを作りました。本来、学校の最高決定権者は校長ですが、事務方の長は経営企画室長ですので、その役割をもっと明確にして、一般の先生方がやるべきことと事務室がやるべきこととをきちんと分けないと、こういう問題も今後また発生する可能性があります。だから、都立三鷹高等学校だけの問題ではなくて、制度全体の問題であると考えます。

【委員】 経営企画室長が第2副校長でもいいのです。要は、そういうことがやれるような人を置く。さっき教育長の言われたような適材適所ということも含めて、何人も人を増やせばいいのではなくて、システムを作り、職務の権限とそれに対する責任をはっきりさせて、その責任を全うしない場合は、さっき委員が言われたように、しかるべき処置をとる。こういうことをしていかないと、どうもたがが緩んでいくと思うので、よろしくお願いします。

【委員長】 新しい教育基本法には教育振興基本計画を定めるということが明記されました。今、中央教育審議会で議論しているところですが、委員が御発言になった方向で議論が進んでいます。教育に関しては、非常に問題が多様化し、国民の要求も多様化している今、先生方に何でもお願いするのは無理なんですね。例えば、東京都教育委員会、あるいは文部科学省からたくさんの調査が来る。それには先生がかかわらなくてもいいではないか、専門家を入れてはどうだという意見が多く出ています。また、モンスターペアレンツという言葉はあまり好きではありませんが、そういう問題が世の中をにぎわしてきている。そういう親たちに対応するは先生では無理だから、専門のカウンセラーのようなものも置いたらいいではないかという意見も出ています。そういう方向で予算を要求しようという雰囲気が出始めています。多分そのような方向へ動いて行くのではないのでしょうか。

【人事部長】 副校長が膨大な事務処理をしているという実態は現実でございまして、それに関して支援というか、指導の手が入っていないということもございまして、現実に副校長を育成するのは校長に負っている部分が非常に多うございまして、逆に言うと校長によって相当変わってくるということがあります。こういった事務処理についても、どの程度重要なのかということがどこまで分かっているかということも相当個人差があるのも実態で、そうであってはいけないのですが、この次に報告する検討委員会の中で、権限の問題も含めて非常に重要な問題として検討していきたいと思えます。

【委員】 結局、人間のやることですから、完全などということはないし、どんどん変えることによって進化させていかなければいけないわけです。それには先程委員が言ったように、透明性を高めるということと外部の人を入れることです。企業の社

外重役のことを言いましたが、アメリカなどの悪い例は、反対に外部の評議員をトップが抱え込んでしまい、それがもっと進むと犯罪になっていくわけです。非常に嫌なことですが、罰則規定をきちんとつくる。それから、その前に責任と権限等をはっきりさせる。企業は、最終的には幾らの利益が出たということがはっきりしますが、そういう意味で教育というのは非常に難しいと思いますが、やはり進化するような組織をつくっていかねばいけないと思います。

都庁が国の省庁と違うところは、本当に現場を知っている人が多いということで、これは非常にいいことで、一番大きな力です。だけれども、やらせるべきこと、やっではいけないことはきちんと守らせる。そういう仕組みを早くつくることが大切だと思います。時間が経つと、みんな今までやってきたことが当たり前になってしまって、後から来た人もそれが当然になってしまいます。

【委員長】 ありがとうございます。大変有用な御議論をいただきました。是非出された御意見を生かしていただいて、東京都の教育の改善、前進に資していただきたいと思います。ありがとうございました。

(2) 教育管理職等の任用・育成に係る検討組織の設置について

【委員長】 報告事項(2) 教育管理職等の任用・育成に係る検討組織の設置について、説明を人事企画担当部長、よろしくお願いします。

【人事企画担当部長】 報告資料(2)を御覧いただきたいと思います。教育管理職等の任用や育成に関しまして、現在、様々な課題がございます、それらの課題解決の方策を包括的に検討するための委員会組織を設置することにしたので、ここで報告するものでございます。

資料Iの1 教育管理職候補者の育成のところですが、管理職選考をめぐる現状の問題点としまして、まず一つは、管理職につきましても、現在、大量退職時期を迎えているということで、言いかえれば、大量の後補充をしていかななくてはならないという状況でございます。ところが、その裏腹に管理職選考を受けることのできる30代後半から40代の年齢層が非常に薄くなっております。次が一番重大な問題だと考えておりま

すが、受験率、つまり有資格者に対する受験者の割合がこの数年間、かなり低下してきております。管理職になりたいと思わなくなったと言って良いかと思いますが、そういった状況が生じております。

これと関係する問題ですが、2の指導主事の力量形成のところでございます。指導主事は、教育委員会事務局に置いている専門的職員で、教員を充てております。都の指導部、区市町村教育委員会の指導室に、管理職を除きまして総勢で300名強おります。指導行政の直接の担い手ということになろうかと思えます。

都では、管理職選考A、若手を選考するA選考と呼んでおりますが、A選考の合格者で、かつ副校長に昇任するまでの間、つまり管理職候補期間中の者を指導主事に充てているのが現在の仕組みでございます。そういう仕組みなのですが、指導主事につきまして、現在、学校あるいは区市町村教育委員会から、どうも力量が低下しているのではないかというような指摘を受けております。指導主事というのは教育課程についての専門的な識見を持っていること、その識見に基づいて実際に学校で指導する、先生の先生と呼ばれておりますが、そういう指導力が低下しているのではないかという指摘でございます。

この要因としては様々考えられるのですが、例えば、先ほど申しました管理職候補期間を充てているため、かなり短期間で異動し、十分な能力育成ができないままにほかの職場に移ってしまうという現状。それから、本人の配置希望と必ずしも一致していない面があるということ。指導主事になりたくて管理職選考を受けたのではないという人も実は中にいるわけです。また、指導主事の仕事は非常に激務でございまして、外から見ると、指導主事という職に対する魅力が現在低下しているのではないかという意見もございます。それが先ほど申しましたA選考の受験率の低下と表裏一体の関係にあると思っております。

学校に目を転じますと、先ほどの議題でも話題になりました副校長の関係ですが、副校長にも課題がございまして、副校長というのは学校におきまして校長を補佐するという職務でございますし、また、次の代の校長になっていく人材なのですが、実はこの数年間、副校長に昇任したものの、副校長としての職務が十分できない、あるいは自らも健康を害してしまうケースが散見されております。副校長の育成は基本的に

配置された学校の校長にゆだねてきたわけですが、もう少し組織的な育成を図っていかなくてはならないのではないかと考えているところです。

この問題は、管理職ではありませんが主幹にも共通した問題がございます。副校長と主幹、彼らは校長の下で経営の一端を担っていくのですが、その経営能力をどのように育成していくのかということが課題になっております。

資料の4が本人の育成とともに、そもそも副校長あるいは主幹に与えている仕事の中身がどうなのかということがございます。業務が副校長、あるいは主幹に集中しているという現実がございます、学校の中での仕事の分担についても一度見直していく必要があるだろう。その際に、分担の見直しとともに、校務分掌の在り方について、学校の事務改善を図るために経営企画室も絡めて、見直しを図っていく必要があると考えております。

最後に副校長権限の見直しとございます。このたびの学校教育法改正によりまして、法律による副校長という職が新たに設置できるようになりました。新たな副校長というのは、校長権限の一部を正式に委任しまして、副校長の自らの名において権限行使できるということなので、従来の副校長と違っております。そのほか、今回の学校教育法改正では、指導教諭という教育内容についての専門的なスタッフ職も学校に置くようになりました。これらも併せて都においてはどうしていくかということも検討していく必要があると考えております。

以上、相互にかかわってはいるのですが、多岐にわたる検討課題だと考えております。これらを教育管理職の選考・任用にかかわる問題と、副校長、主幹等の育成にかかわる課題とに分けまして、また更に細かく課題をブレイクダウンし、資料に記載の方向で検討していきたいと思っております。

Ⅲの検討組織の設置というところですが、教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会を設置したいと考えております。次長を委員長とし、区市町村教育委員会の教育長の代表の方、校種別の校長の代表の方、それから、民間において幹部の育成をどのようにしているのかという知見も得たいということから、民間企業の人事担当の方2人にも入っていただきまして、委員会をこの8月初旬から動かしていきたいと考えております。部会も設け、更に副校長の代表にも入っていただき、現場の意見も吸い

上げていきたいと考えております。

テーマごとに、例えば来年度の教育管理職選考に反映させたいことにつきましては今年中に結論を出したいと思っております。一方、もう少し時間をかけてじっくり検討する課題もございますので、委員会そのものとしては1年間の検討期間を設けたいと思っております。節目節目で、テーマごとに教育委員会に検討状況を御報告、あるいはお諮りしたいと思っております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【委員】 先程話がありましたが、副校長は何をすべきなど、仕事や業務の中身を吟味して、それを明確化してから検討した方がいいです。それがないと、結局、昔やったとおりのことがそのままやられるわけです。これは非常に重要なことだと思います。だから、昔使った名称は余り使わない方がいいと思います。昔にとられる人が必ずいるものです。そういう名称も含めて、業務内容の吟味と明確化を是非やってもらいたい。それから出発しないと、なかなかうまくいかないのです。

【教育長】 今、委員がお話のように、従前からやっているから今後もやろうというのではなく、どうしても教育は、新たな仕事が増えてばかりですから、どこか捨てる場所を設けないと、とてもではないが、現場は手一杯になってしまいます。ですから、業務内容を見直しながら、校長、主幹はどうあるべきという検討をしていきたいと思えます。

【委員】 今の捨てるというのは結構です。人間の頭と同じで捨てなくてはいけないものは捨てなくてはいけないのに、それを強固に守っている。それで、捨ててはいけないものを捨ててしまっているのが日本なのです。ですから、そういうことを是非頭に入れてやってもらいたいと思えます。

【委員】 一生懸命やっていただいて、これは非常にいいことですので、是非進めていただきたいと思えます。副校長権限の見直しとあります。権限がある方が偉いのでしょうか、権限の見直しという書き方よりも、それはあなたの任務ではないから、あなたがする必要はないのだというように持っていつてもらいたいと思うのです。今、

学校は何もかも背負い込んで、すべて学校に押し付けられていますから、これは家庭の問題です、これは親のしつけの問題です、これは副校長の仕事ではありません、これは主幹の仕事ではありませんと、こういうことを明確にしていくことが切っていくということだろうと思います。それは非常に大事なことだと思います。それが1点。

また、管理職を受ける人が少なくなったということは非常に大きなことで、これは日本中がそうで、別に教育の世界だけでなく、都庁全体も、国も、企業もそうだと思うのですが、こういう試験を受けようという人が全体的に少なくなっているということは社会的な風潮だろうと思うのです。そうではあっても、受験して、管理職になってよかったということをいかにつくるか。管理職になることで、それが自分の教員生活の中で生かされると同時に、そんなに負担がない。仕事をやらなければならないのですが、今のような苦勞をさせられるのではやりたくないということが一つあると思うのです。

それと、優秀な人はどうしても行政の方で置いておきたいということはあると思うのですが、現場と行政とできるだけ人事交流をしていただきたい。最近、ずっとそれを行っているので、非常に高く評価していますが、更に進めて、優秀な人も現場に出して、また行政の中に戻して、行ったり来たりということをきめ細かく、制度化に近い形でやっていていただきたいと思うのです。

【委員】 この間、学校経営支援顧問と話をしていたら、学校経営支援センターを回ってみて、校長先生の定年をもう少し延ばすようにしないと足りなくなるのではないかと、それは検討できないかという話がありました。教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会に入るかどうか別ですが、人が足りなくなるというときに、60歳でまだまだやめても元気な人は大勢いるわけですから、このような意見も参考にさせていただきたいと思います。

それから、これはまったく別の話ですが、この間、区の副校長研修会に行きました。後で全員にレポートを書いてもらったら、優秀な人もいますが、どうかと思う人もいました。難しいかもしれませんが、教職員研修センターなどで副校長の選別のようなことをする必要はないかと感じました。大体の人は優秀だったのですが、何人かは、よくこんな人が副校長で来ているなという印象がありました。来週は別の

教育委員会からの依頼でまた話に行きますが、現場を見ていると、ばらつきが非常に大きいような気がするので、その辺の調整も考えていただければと思います。

【教育長】 最初の60歳以上の校長先生の話ですが、これは今年度から現にやっております。再任用校長という制度をつくっております。これも需要と供給の関係がありますので、大いに活用していきたいと思います。

それから、質の問題ですが、よく学校の常識は世間の非常識だというようなことが言われます。学校で子供に対しては非常に良い教員なのだが、地元へ帰ると地域の団体活動には全然参加せず、地域活動を軽視しているといった、そういう状況もあるのです。学校で子供に正対して、教育熱心であることはもちろんですが、やはり世間の常識を持った人を選考したいのですが、なかなか選考の基準が難しいので、もう少し研究します。よろしくをお願いします。

【委員長】 よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

(3) 東京未来塾及び東京教師養成塾に係る検討委員会の検討結果について

【委員長】 報告事項(3)東京未来塾及び東京教師養成塾に係る検討委員会の検討結果について、説明を教職員研修センター東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長、よろしくをお願いします。

【東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長】 東京未来塾・東京教師養成塾に係る検討委員会の検討結果について、御報告させていただきます。

3月22日の教育委員会において報告いたしました両塾の3年間の成果と課題に基づき、東京未来塾・東京教師養成塾に係る検討委員会を設置し、これまで4回にわたり検討委員会を実施し、お手元の報告書にまとめさせていただきました。

本日はA3判の報告資料に基づき、課題解決に向けた今後の方向性について御説明を申し上げます。

まず東京未来塾についてです。資料の左側を御覧ください。これまでの課題を受けまして、解決に向けた今後の方向性として、大きく4点を示しました。第1に、より目的意識の高い生徒を募集するための条件整備、二つ目に、改革型リーダーとしての

資質・能力を見極めるための入塾選抜方法、三つ目に、未来塾を広く周知するための広報活動、最後に、首都大学東京との連携強化及び塾生の継続的な育成の仕組みです。

1点目につきましては、未来塾で学び、日本の将来を担い得る改革リーダーになりたいという強い意欲をもった生徒を選抜するため、評定平均4.0以上としていたこれまでの応募資格から、評定平均値の要件を外した枠を設けることです。

2点目につきましては、入塾選抜を通して、課題解決能力や論理的思考力などを適正に評価すること、そして、英語を基本として文系・理系に応じた教科・科目により選抜することです。

3点目につきましては、学校単位、あるいは地区単位の説明会の実施、修了生を活用した説明会などを実施することです。

4点目につきましては、首都大学東京の教授などを講師とした連携講座を拡充することです。修了生を助言者とした講座を実施することも求められていると考えます。中長期的な修了生の育成状況や進路の方向性を把握し、塾事業の評価、検証、改善を行うこと。更に、中長期的には首都大学東京が開講していない分野につきまして、首都大学東京以外の大学との連携拡大を検討することです。

以上が東京未来塾の課題解決に向けた今後の方向性でございます。

続きまして、東京教師養成塾について説明いたします。資料の右側を御覧ください。教師養成塾につきましても、課題を受け、大きく4点を示しました。第1に、教職への志の高い学生がより多く応募するための仕組み、二つ目として、教員としての適性を見極めるための入塾選抜方法、三つ目として、特別教育実習のより一層の充実、最後に、区市町村教育委員会における育成と採用の一体化であります。

1点目につきましては、連携大学を都内の大学だけではなく近県の大学にまで拡大するとともに、併せて募集人員を増やすことです。

2点目につきましては、教員に求められているコミュニケーション能力、あるいは課題解決能力などを見極める入塾選抜の工夫を行うこと、具体的には小論文、集団討論面接を新たに加えることです。

3点目につきましては、特別教育実習の実習日数に上限を設定すること。あるいは、指導体制などのモデル案を具体的に提示すること。そして、区市教育委員会、教師養

成指定校、関係大学及び教師養成塾の4者が一体となった育成体制を整備すること。また、初任者研修の一部免除につきましては、関係諸機関と調整し、検討していくことであります。

4点目につきましては、教育実習を行った区市教育委員会の地区内での配置を原則とすること。修了生が初任者の中核として十分実力を発揮できるよう支援していく必要があることであります。

以上が東京教師養成塾の課題解決に向けた今後の方向性でございます。これらの方向性に基づき、両塾の事業の改善、充実を図ってまいります。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。

【委員】 この未来塾ができるとき、私はまだ教育委員ではなかったのですが、検討委員となっていました。その時、3年後に見直すことという条件を付けた記憶があるのです。これを見て二つ質問があります。

一つは、平成19年度の応募者数が少なく、しかも入塾者数も当初考えていた50名から変わっていません。当時、将来、首都大学東京との連携がより良くなれば、もっと数を増やしてもいいのではないかという議論をした記憶があるのですが、その辺がどうかということ。

それから、実際に首都大学東京に進学された人が150名近くになっています。この人たちが首都大学東京でどう評価されているのか。なぜそれを聞くかということ、都立の校長先生が3名ぐらいと、首都大学東京の教授が3名ぐらいと、民間は我々が3名ぐらいで、もちろん教育庁の職員も含めて、検討会を行った記憶があるのですが、あのときは、校長先生と首都大学東京から来られた教授の間ではあまり見解がかみ合っていませんでした。なぜかみ合わなかったかということ、非常に簡単なのは、大学としては未来塾を出た生徒を全部入学させるというのは、本当に良い生徒が来るのかどうかという疑問、逆に高等学校の方は、首都大学東京はどういう目的で作られるのかという疑問。そのときは、首都大学東京のビジョンもはっきりしていなかったもので、そのような議論だったと記憶しています。その後、今回調査なさって、どんな印象をお持ちなのか。その二つをまず教えてほしいのです。

【東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長】 二つ目からお答えいたします。

首都大学東京に入学して以来、各種ゼミなどでの課題解決能力、プレゼンテーション能力、これは一般受験生をはるかにしのぐという報告をいただいております。そういった意味では、1年間、子供たちが体験したこと、学んだこと、これがそのまま生きていっていると思います。

それから、応募者数についてでございますが、平成18年度がそれまでの1回目、2回目と比べてはるかに増加しました。それと比すれば、平成19年度は確かに減少したのですが、平成16年度、平成17年度と同様の数が応募しております。

未来塾がもっと都内の高等学校に周知できれば、応募者数はもっと増えるだろうと思います。それから、応募資格について今回改善を加えたいということもあります。高等学校で3.8、3.5の評定平均でも改革型リーダーとしての意欲が高い生徒、つまり、骨太の子が入ってこられるような状況をつくりたいと思っています。そうすることによって応募者数は増加するだろうと見ています。

【委員】 特に討論等において、当初の目的どおり首都大学東京に進学した生徒の評価が非常に高いということですが、首都大学東京は非常に期待しているということが高等学校にも伝わって、もっと応募数が増え、50名では足りないから早く100名にしてほしいという要望が出てくるということが一番好ましいのだろうと思うのですが、その辺の見通しはどうか。

【東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長】 首都大学東京との連携なくしてはこの事業はできないことが前提となりますので、特に課題となるのは、生徒の首都大学東京で学び得る学力なのです。その点で多少課題が指摘されたことがあります。そういった意味では、私どもとしては応募する高校生の学力の面で底上げを図りたい。そうすることによって信頼関係を結んだ上で、首都大学東京の教育を受ける。そのことが双方の評価となって、やがては委員御指摘のとおり、増やす増やさないの論議になると思います。

【委員長】 首都大学東京に未来塾から入学した学生をどのくらい調査しているのですか。私は大学における調査の状況についてかなり知っているのですが、大変難しいというのが実情です。今、プレゼンテーション能力があるという評価が報告されま

したが、本当にきちんと調査がされているのかなと若干疑問を持ちます。その辺、きちんと首都大学東京側と打ち合わせをしていただきたいと思います。例えば首都大学東京2期生の試験の結果を全部追跡調査するとか、最終的にどういうところへ就職してどういうことになっているかまで追跡調査しないと、なかなか真相は把握できないと思います。

【東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長】 個々に調査するのではなくて、総量調査ともいべき全体調査を是非図りたいと思っています。

【委員長】 そうですね。是非お願いします。

【東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長】 特に1期生が3年生で、これから進路を選択し決定する時期ですので、そのことも含めて調査をかけたいと考えています。これは首都大学東京との連携なしにはできませんので、働きかけをしていきたいと思っています。

【委員長】 私のいた大学でもやったのですが、入試の成績と大学に入ってから成績は全然関係ないのです。入試の成績がものすごく良かった人は概して成績が下がります。大学での成績がいい学生は、入試で中くらいの成績だった人が多い。下はやはりだめですね。要するに学習する動機なんですね。それが高い人は成績が良くなる。未来塾で学習動機がほかの学生よりも高まっているのかどうか、その辺まで調べていただくといいと思います。

【委員】 首都大学東京は、新聞紙上とか雑誌でも、非常に注目を浴びているわけです。非常にいい改革をやっています。例えば神戸流通科学大学なども直接聞き取りに来ています。あそこにいる職員の方々も都から行かれた方だが、しっかりしているし、今はいろいろな情報を首都大学東京に入れていくべきだと思うのです。今、委員長が言われたように、できた者が大学に入ってしまうとこれで終わりになってしまう学生が多いです。ここから自由になってしまう。だから、そういう意味では本当に動機付けが必要なのですが、首都大学東京もできたばかりですから、今の段階できちんとした連携の組織をつくって、定期的な意見交換をしていくというようなことは、非常に重要です。

もう一つ感じますのは、理工系が何といても、首都大学東京は総合大学ではない

ですから、ほかの大学の実態を知りながら、私立や国立の大学との提携をやっていくべきだと思います。

【委員】 この1期生が今、4年になったわけでしょう。

【東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長】 いえ、今年入塾した生徒が4期生ですから、3年生です。

【委員】 別にどこへ就職したからいいということではないが、この人たちがどういう進路を選んだか、それは高校生よりも高校生を持つ親御さんが一生懸命見ているわけです。ですから、未来塾の卒業生というのは非常にいいところへ就職しているのかどうか、そういうことも含めて継続的に調査をしていただきたいと思います。つくった以上は立派にしていかなければいけないので、引き続き調査をして、その結果をまた教えてください。

【東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長】 分かりました。

【委員長】 同じことを養成塾について申し上げたいのですが、採用者は273名いるわけですね。この方が実際に教職について、どういう先生になっているか、これも是非追跡調査をしていただきたいと思います。

【東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長】 それについては、報告書の15ページにアンケートの結果を挙げておきました。

【委員長】 アンケートもそうだし、何か組織的に調査をするということも必要ではないかと思います。是非お願いします。

【東京未来塾・東京教師養成塾企画運営担当部長】 検討します。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。

議 案

第67号議案 平成20年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

【委員長】 それでは、先ほど追加上程と申し上げました二つの件について、御審議を賜りたいと存じます。第67号議案、平成20年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について、説明を指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 それでは、第67号議案につきまして御説明いたします。先ほど採択（案）につきまして協議をいただきまして、その結果を別紙の平成20年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択（案）にまとめてございます。

その後ろに、それぞれ都立白鷗高等学校附属中学校の文部科学省検定済教科書採択一覧、都立小石川中等教育学校（前期課程）文部科学省検定済教科書採択一覧、都立桜修館中等教育学校（前期課程）文部科学省検定済教科書採択一覧、都立両国高等学校附属中学校文部科学省検定済教科書採択一覧、都立立川地区中高一貫6年制学校（中等教育学校（前期課程））文部科学省検定済教科書採択一覧、都立武蔵野地区中高一貫6年制学校（中学校）文部科学省検定済教科書採択一覧という形でまとめさせていただいて、このとおり採択するという議案でございます。

御審議のほどお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——先ほど協議いただいたものをまとめて議案にしたものでございます。それでは、この件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

【委員】 この議案のとおりでいいと思いますが、教科書の内容について、意見だけ申し上げたいと思います。

音楽、あるいは国語という教科について、もちろん出てきた教科書の中から選ぶことが絶対で、ほかの教科書を選ぶことはできませんが、音楽、あるいは国語というものは、もう少し読む、書く、文章の中身、あるいは耳から魂の方へ響いてくるといふ音楽、そういうものについて、もっといい教科書がつかれるのではないかと私は思っているのです。私はこの中でも一番良い教科書を選んだつもりではいるのですが、もっとより良い教科書が各教科あるのだらうと思うのです。特に音楽と国語については、正直言って、私は若干違和感を覚えると言っては言い過ぎになるのですが、学校で使う教科書であれば、もう少し違う内容の教科書をつくってもらいたいという個人

的な意見というか、感想を付け加えておいていただければと思います。

【委員長】 意見として伺ったということにさせていただきます。

第68号議案 平成20年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

【委員長】 それでは、引き続きまして第68号議案、平成20年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、説明を同じく指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 それでは、第68号議案につきまして説明をさせていただきます。平成20年度に使用いたします都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択でございます。議案資料に沿って御説明をさせていただきます。

先ほどの採択（案）の協議結果を平成20年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択（案）という形で、それ以降のページに示させていただいているところがございます。

まず1ページを御覧ください。文部科学省検定済教科書に関する採択につきましては、（案）の1にございますように、「平成20年度使用都立特別支援学校（小学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」及び「平成20年度使用都立特別支援学校（中学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」のとおり採択するというものでございます。

具体的な内容につきましては、その後の2ページ裏面にお示ししております。

その次の3ページを御覧いただきたいと思います。これは文部科学省著作教科書に関する採択で、都立特別支援学校の小学部及び中学部における平成20年度使用教科書（文部科学省用著作教科書）については、別添「平成20年度使用特別支援学校用（小・中学部）文部科学省著作教科書一覧」のとおり採択するというものでございまして、この後、4ページから8ページまでお示しをしているものでございます。

続きまして、9ページになりますが、（案）の3、学校教育法第107条に規定する教科書（一般図書）に関する採択で、平成20年度使用教科書（学校教育法第107条の規定による教科書（一般図書））について、別添「平成20年度使用都立特別支援学校

用（小・中学部）107条図書一覧」のとおり採択をするということで、内容につきましては10ページからその後ろに付けております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましても、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

【委員】 教科書の件については、私も実は委員と全く同意見で、国語と音楽に非常にある危惧を覚えています。これは、ここで言ってどなたかの目に触れて意見として参考にしていただければという思いで言っているのですが、前回、全部教科書をどういうものが出ているか、一覧表にして自分で調べてみたのです。

音楽に関しては、非常に今風のポップスのようなものが多かったですりして、あるべき教えてもいい楽曲がない。これが度が過ぎているように感じました。

国語の場合は、やはり教えていい物語だとか小説だとか文学のようなものが非常に少なく、だれでも簡単に本屋さんで買って読める、取っつきやすいものが非常に多かったという気もいたします。

それから、多くの場合、地図でも社会でも理科でもそうなのですが、ちょっと漫画が過剰ではないかと思えます。教科書はやはり勉強する意欲が持てるものの方が良いに決まっていますから、その意味ではやわらかいつくりにするという意思是尊重しますが、それにしても格調というか、品格がなさ過ぎるのではないかという気がします。私は、そのときに委員長に海外の教科書はいかがですかと伺いましたら、そんなことはないということをおっしゃっていました。こうしていくと、どんどん簡単なもの、分かりやすいものという方向に流れてしまうきらいがあると思うのです。ですから、業者の人もう少し考えなければいけないし、私たち自身もその点に少し危機感を持った方が良くと思ひまして、意見として申し上げておきます。

【委員長】 前に委員からその問題が出たときに申し上げたどうか分かりませんが、東京ではありませんがある企業で世界中の教科書が集めているところがあるのです。私もヨーロッパの教科書は大体見ました。膨大な数ですから、ざっと見たかぎり、や

はり一言で言うと日本の教科書は貫禄がないです。重みがない。

【委員】 私が使っていた時代はもう少し重みがありました。

【委員長】 もう少し教育学者や、そういう方々に教科書の在り方について研究していただくということが必要だと思えます。日本の場合には教育学では、いわゆる教える方法についてほとんど研究がなされていないのです。その辺の問題もあって、教科書がお粗末といたしますか、今のような状態になっているということはあると思えます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

8月23日(木)午後 教育委員会室

9月13日(木)午前10時 教育委員会室

(2) 1都9県教育委員会委員長協議会(委員長)

9月6日(木)～7日(金) 静岡県静岡市

【委員長】 それでは、今後の日程をお願いいたします。

【政策担当課長】 定例委員会でございますが、8月23日木曜日、午後、教育委員会室にて予定しております。次々回は9月13日木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。

1都9県教育委員会委員長協議会でございますが、委員長を対象に9月6日及び7日、静岡県静岡市で予定しております。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまから非公開の審議に入ります。

(午前11時45分)